

平成 2 5 年 6 月 1 2 日

於・ 1 0 0 2 会議室（1 0 階）

第 9 9 3 回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

目 次

1. 開	会	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局関係）		
(1) 平成24年度電波の利用状況調査の評価について		
(諮問第15号)		1
(2) 無線設備規則の一部を改正する省令案について		
(諮問第16号)		16
3. 報告事項（総合通信基盤局関係）		
○伝搬障害防止区域の指定について		21
4. 諮問事項（情報流通行政局関係）		
○日本放送協会の外国人向け協会国際衛星放送の業務の廃止の認可につい		
て（諮問第17号）		26
5. その他		
○よさこいケーブルネット株式会社及びテレビせとうち株式会社を当事者		
とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立てについて		30
6. 閉	会	31

開 会

○前田会長 それでは、始めることにいたしましょう。

総合通信基盤局の職員に、入室するように連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項（総合通信基盤局関係）

(1) 平成24年度電波の利用状況調査の評価について（諮問第15号）

○前田会長 それでは、ただいまから審議を開始いたします。

最初に、諮問第15号「平成24年度電波の利用状況調査の評価について」につきまして、竹内電波政策課長から説明をお願いいたします。

○竹内電波政策課長 それでは、お手元の「諮問第15号説明資料」によりまして、昨年度実施いたしました電波の利用状況調査の結果、そして、その評価についてご説明を申し上げたいと思います。

まず、表紙をおめくりいただきまして、調査、公表制度の概要についてご説明を申し上げます。

電波法においては、3,000GHz帯以下の周波数の規律について定めておりますが、当該周波数帯について利用状況の調査をし、その結果に基づき、電波の有効利用の程度を評価することが電波法に定められております。

これを受けて、省令で、右側に書いてございますが、周波数区分を、714MHz以下、714MHzを超えて3.4GHz以下、3.4GHz超ということで、3つに区分をいたしまして、毎年度、このうちの一つの周波数帯を調査

するという事で、全ての帯域を少なくとも3年ごとに調査をするという事で実施をしております。平成24年度におきましては、赤で書いておりますけれども、一番高い3.4GHz超の周波数帯を調査したということでございます。

周波数区分ごとの有効利用程度の評価は、実際に局数がどうなっているか、周波数の使用期限を定めているようなものについてはその移行状況がどうなっているか、需要の変動がどうなっているか、そういったことを踏まえまして、利用状況が適切かどうかという評価をしているものでございます。

評価結果につきましては、当審議会に諮問させていただいて、答申がいただければ、その結果を周波数再編に反映していくというような形で、私どものほうで対応させていただいているものでございます。

もう一枚おめくりいただきまして、2ページ目でございます。ページ番号は右上に四角で囲ってございます。平成24年度調査の概要と書いてございます。

(3) 調査対象と書いてございますが、まず、時点につきましては、昨年3月1日時点における状況を調査したということでございます。

調査対象は、先ほど申しました3.4GHzを超える周波数の無線局でございますが、実際の数といたしましては、無線局数で13.9万局、これは前回、3年前に比べますと若干増えております。それから、実際の免許人の数といたしましては4万9,900人ということで、これは前回より若干減少しているということでございます。

調査事項は、先ほど申しました免許人の数、無線局の数、通信量、有効利用技術の導入予定、他の電気通信手段への代替可能性等について調査をいたしております。

調査方法といたしましては、局数ベースのものにつきましては、私どものほうで構築しておりますデータベースでございます、総合無線局管理ファイルを活用して集計・分析を行っております。また、そのほか詳細につきましては、

免許人の方々に質問票を送付いたしまして、その回答を集計・分析したものでございます。

結果につきましては、既に5月に意見募集を行っておりまして、5件の意見提出があったところでございます。この内容につきましても、後ほどご説明を差し上げたいと思います。

それでは、調査結果及び評価結果の内容について、ご説明を申し上げます。

最初に、3ページ目が、全体の評価をまとめた要約版のようなものでございます。棒グラフがございすけれども、左側が、地方局ごと、地方ブロックごとの当該帯域の無線局数全体の推移、前回より増えているのか、減っているのかということをブロックごとにお示ししてございます。これを見ていただきますとわかりますように、一番左の北海道、一番右の沖縄につきましては前回より無線局数が増えておりますが、他の管区につきましては同程度、若干増減はありますが、それほど大きな変化は見られないということでございます。

なぜこうなっているかということにつきましては、下の四角の一番下に書いてございますが、5GHz帯無線アクセスシステムの無線局の増加ということが、北海道、沖縄、いずれも増加要因の主なものとなっております。スマートフォンとかブロードバンドの進展に伴いまして、地理的な状況で光ファイバが引けないようなところで、5GHz帯無線アクセスシステムの増加ということで、こういうところが増えているということでございます。

右側が、3.4GHz帯の周波数帯を、さらに9つの周波数ブロックに分けまして、各周波数帯に増減を比較したものでございます。見ていただきますと、左から4つ目の8.5GHzを超えて10.25GHz以下というところが最も局数が多いところでございまして、約4割を占めてございます。若干、局数としては前回よりも減っておりますけれども、ここが最も大きな局数を占めているというのは前回と同様でございます。

この帯域の主な用途は、下の（２）に書いてございますが、船舶無線航行レーダー、いわゆる船舶レーダーに主に使われている帯域でございまして、局数ベースではここが一番多いということでございます。

以下、それぞれここで９つに分けました周波数帯域ごとの増減、特徴について、４ページ目以降でご説明を差し上げたいと思います。４ページ目以降は、それぞれ９つに分けました帯域の低いほうから順番に、各帯域に１ページずつ、調査結果と評価結果をまとめたものでございます。

なお、この資料の１３ページ目以降に、３．４ＧＨｚ帯以上の周波数帯の電波の利用状況のグラフをお付けしておりますので、適宜そちらもご覧になっていただきながら、見ていただければと思います。

では、４ページ、（３．４－４．４ＧＨｚ帯）でございます。

こちらは全体の無線局数としては減少しております。調査結果の２番目にございますけれども、全体で２６％の局数の減となっております。

主な用途としては、航空機の電波高度計、音声ＳＴＬ／ＴＴＬ／ＴＳＬ、これはアルファベットで恐縮ですけれども、ＳＴＬというのは、スタジオと放送局の間の業務用連絡線でございます。例えば、ＡＭ放送局のスタジオから放送施設までの連絡線を、これは光ファイバでやる場合もありますが、無線で接続する場合に、この帯域を使っているということでございます。それから、放送監視制御用の放送事業用無線局などで利用されております。

この帯域につきましては、ポツの３番目にございますが、ＳＴＬ、ＴＴＬといったものにつきましては、周波数の使用期限を定めておりまして、平成２４年１１月３０日までとしていたものにつきましては、調査時点でございます昨年３月１日時点では、５２局残っております。上の棒グラフでいきますと左から４つ目のところ、５２という数字がございまして、残っておりますが、１１月３０日までに移行を完了いたしました

下の評価ポイントというところに記載しておりますけれども、それぞれ目的ごとに、国際的な周波数分配とも整合性がとれて、利用自体は適切にされているという評価でございます。

ただ、この帯域につきましては、大きな周波数再編といたしましては、第4世代移動通信システム用候補周波数と位置付けておりまして、3.4－3.6 GHz帯につきましては、今後、具体的な割当てをしていく予定がございます。さらに、その上の3.6－4.2 GHz帯についても、追加割当てを検討する予定でございます。

高いほうの3.6－4.2 GHz帯につきましては、先ほど申しましたように、移行が既に完了しておりますが、当面割当て予定の3.4－3.6 GHz帯につきましては、その中の低いほうの周波数、3,400－3,456 MHz帯の中で、まだ移行が完了しておらず、相当程度、放送事業用無線局が残っている状況にございますので、ここの移行を円滑に進めて、第4世代移動通信システムの導入に向けた環境整備を早急かつ着実に進めていく必要があるという評価といたしております。

なお、一番下のボツにございますけれども、実験試験局（3.4－4.4 GHz）の無線局数の減少につきましては、棒グラフで見ますと右から4つ目でございますが、ここは実験用のUWB無線システムの実験をしておりましたが、終了したということに伴って、減少が目立っているということでございます。

次に、5ページ目、（4.4－5.85 GHz帯）でございます。

こちらは、棒グラフを見ていただいておりますとおり、増加傾向が著しい帯域となっております。全体としても77%の増加となっております。この帯域の主な利用用途は、5 GHz帯無線アクセスシステム、それから、DSRC、これはいわゆるITS関係の無線局でございます。それから、5 GHz帯アマチュア無線、こういったところで主に利用されております。

主としてこの中で増加しておりますのは、棒グラフの左から３番目、４番目、５番目でございます。３番目と５番目はいずれも５ＧＨｚ帯無線アクセスシステム、これは、左から３番目が屋内専用で利用していただく５ＧＨｚ帯のもの、それから、高いほうの周波数帯は屋外でも使っていただくものということでございます。その中間にＤＳＲＣがあるということでございます。

この帯域につきまして、評価のポイントに書いてございます。先ほど、沖縄、北海道についてもご説明申しましたが、ポツの３番目にございますように、５ＧＨｚ帯無線アクセスシステムの増加は、公衆無線ＬＡＮ基地局の増加に伴ってエントランス回線の利用の増加があるということでの増加でございます。ＤＳＲＣ（狭域通信）の無線局数の増加につきましては、ＥＴＣの設置局数の増、それから、ＩＴＳスポットの増設等による局数の増加ということが原因となっております。

他方、こういった無線局数の増加に出てこない、いわゆる免許不要の特定小電力無線局につきましても出荷台数を調査いたしております。一番下のポツでございますが、免許不要の５ＧＨｚ帯の小電力データ通信システムにつきましては、平成２１年度、前回調査時点での出荷台数は８３０万台でございましたが、今回は４，９００万台、約５倍に増えているということで、これは今後とも増加が見込まれるということでございますので、ここの利用環境を整備することから、気象レーダーにつきましての周波数の狭帯域化、あるいは、９ＧＨｚ帯への移行というものを着実に進めていくことが必要という評価としております。

６ページ目、３番目の周波数帯で、（５．８５－８．５ＧＨｚ帯）でございます。

当該周波数は、映像ＦＰＵ、電通・公共・一般業務用で主に利用されているところでございます。全体としては約３％ということで、微増しておりますけれども、見ていただきますと、映像ＦＰＵとか、映像のＳＴＬ／ＴＴＬとか、

放送業務用と電通・公共・一般業務、主にこの２つの用途で使われてきた帯域でございます。

この帯域につきましては、評価のポイントのところに書いてございますが、デジタル技術の導入というのはかなり進んできております。国際的な周波数分配とも整合がとれて、効率的に使われてきているという評価としております。

なお、従来、放送業務用に専用に割り当てておりました映像FPU、STL等の、上でいいますと（Dバンド）、（Cバンド）、（Bバンド）と書いてある帯域につきましては、昨年７月以降、共用化してできるだけ効率的に使っていただこうということで、電気通信業務にも使用可能といたしております。

また、先ほどご説明いたしました第４世代移動通信システムの導入を予定しております、3.4GHz帯からの移行先周波数としても予定しているところでございますので、今後、移行が進んでくると、ここの局数が増えてくるという関係になりますので、状況を今後とも注視していく必要がありますし、利用効率を高めていく必要があるという評価となっております。

７ページ目、（8.5－10.25GHz帯）でございます。

こちらは船舶航行用レーダー、遭難救助用レーダートランスポンダ等で利用されておりますが、全体の局数としては微減、３％の減となっております。

船舶用無線局につきましては、国際的な条約等で用途、仕様等についても調整されて使っておりますので、そういう意味では、国際的な調和のとれた利用がされているという評価としているところでございます。

今後とも、こういった義務的な搭載というものがございしますので、引き続き一定の需要が見込まれるということでございます。

次に、８ページ、（10.25－13.25GHz帯）でございます。

こちらは11GHz帯の電気通信業務、特にエントランス回線などで利用されているバンドでございますが、最近では利用が減少しておりまして、全体で

は約 6 % の減となっております。

評価のポイントの下側のポツに書いてございますが、利用の減少している要因といたしましては、高速通信を求めているという関係から、光ファイバへの移行及び普及に伴って無線の利用が減少していると分析をいたしております。

他方、光ファイバの設置が、地理的な要因や経済的な要因で困難なエリアもございますので、こういった地域におきましては、逆に、無線システムの高速化を可能にするような環境整備を行うことによって、こういった環境での利用を可能にするため、光ファイバと同等の性能となる技術的条件の見直しを図ることが適当だという評価といたしております。

9 ページ、(1 3 . 2 5 - 2 1 . 2 G H z 帯) でございます。

こちらは、主として衛星アップリンク、電気通信業務のエントランス回線等に使われている帯域でございます。全体としては 3 % 、無線局数が増加いたしております。

評価のポイントのところで、ポツの 2 番目にございますが、1 5 G H z 帯のエントランス回線、それから、1 8 G H z 帯のエントランス回線、ここはいずれも、先ほどの帯域と同様でございますけれども、高速通信を可能にする環境整備をやっていくことが適当としております。

棒グラフの 2 番目にございます衛星アップリンクのところが増えておりますけれども、ここは、小型で可搬性に優れた V S A T 地球局が増加していることが要因と分析をしております。

また、右からの 4 番目の移動衛星のアップリンク (K u バンド) が大きく減少しているのが見てとれるかと思いますが、これは、従来サービスを提供してまいりましたオムニトラックスというシステムが平成 2 3 年 3 月にサービスを停止したことに伴って、数が減少しているということでございます。

1 0 ページ、(2 1 . 2 - 2 3 . 6 G H z 帯) でございます。

こちらでも電気通信業務のエントランス回線や加入者無線アクセス等で利用されてきた帯域でございます。全体局数は、約 23%、大きな減少傾向を示してございます。

評価結果のポイントの 2 番目でございますが、こちらについても、やはり光ファイバへの代替というところで利用局数の減少が見込まれると分析しておりますので、高速通信を可能にする技術的条件の見直しが適当といたしております。

次の 11 ページ、(23.6 – 36 GHz 帯)でございます。

こちらは 26 GHz 帯の加入者無線アクセスシステム、24 GHz のアマチュア無線等で利用されているものでございます。局数は、先ほどの帯域同様に減少いたしております。

評価結果のポツの 2 番目にありますように、同様に光ファイバの普及というところが原因と分析しておりますので、高速通信を可能にする条件の見直しということを記載しております。

なお、この帯域におきましては、UWB レーダーという車載の衝突防止用のレーダーシステムの導入を可能としておりまして、24.25 – 29 GHz 帯というところで、我が国の乗用車数 8,000 万台に対して、7%の普及率まで許容するという事で制度整備をいたしました。が、現在のところは、全体で 3 万台に達していないということですので、まだ一定程度、許容数がございまして、今後とも引き続き状況を把握していく必要があるといたしております。

12 ページ (36 GHz 超) の一番高い周波数帯でございます。

こちらは 50 GHz 帯の簡易無線やアマチュア無線等で利用されておりました、全体で 17%減となっております。

評価結果の 2 番目のポツに書いてございますが、従来、使われておりました PHS のエントランス回線としての 40 GHz 帯のシステムにつきましては、

前回調査と同様に利用局数がゼロとなっておりますし、今後の需要もないということですので、ここにつきましては廃止をしていくことが適当と評価をしたところでございます。この帯域につきましては、ミリ波の列車、あるいは航空無線システムなどの帯域として利用することが適当と記載をいたしております。

以上が、主な調査結果及び評価結果でございます。

この内容につきまして意見募集を行いました結果につきましては、その後ろに、「委員限り」と右肩に記載しております資料があらうかと思いますが、そのポイントをご紹介させていただきたいと思います。A 4 縦の表になっているもので、左側に提出された意見、右側に総務省の意見を記載しております。

1 点目は、個人の方のご意見でございまして、上から 10 行目程度のところにありますが、無線局数の増減という分析のみならずリアルタイムの実際の電波の送受信状況といったものを含めて分析すべきだというようなご意見でございます。これにつきましては、「総務省の考え方」の後段に書いてございますが、発射状況の調査を行って、併せて分析をしていく予定ということで記載いたしております。

2 点目のご意見は、エヌ・ティ・ティ・ドコモからの意見でございます。3. 4 - 4. 4 G H z 帯、第 4 世代移動通信システム用の周波数ということで、ここについて、速やかに使用期限を設定してほしいという意見が 1 点目、2 点目は、4. 4 G H z 帯以上のところで、ここも第 4 世代用周波数としての検討を促進してほしいというご意見、3 点目は、その他のところで、固定通信システムの高度化の検討促進ということでございまして、これらにつきましてはいずれも、先ほどの評価結果というところと方向性としては一致しておりますので、賛同意見として承りますということでございます。

3 点目は、ソフトバンクモバイル、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク B B 並びに Wireless City Planning でございます。意見といたしましては、実は

2 通出ておりました、ソフトバンクモバイル、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク B B の連名で 1 通、Wireless City Planning の名前で 1 通、全く同じ意見が提出されておりますので、これを 2 件とカウントしております。

こちらの意見は、先ほどご説明いたしましたエヌ・ティ・ティ・ドコモの 1 点目の意見と基本的には同じでございます。第 4 世代移動通信システム用の周波数について、速やかに移行を完了する対策を実施すべきだというご意見でございますので、これについては速やかに検討するとともに、残っている局数の定期的な公表についても検討しますという記載をいたしております。

4 点目は、イー・アクセス株式会社でございます。ここも、3.4 GHz 帯について速やかな移行対策をお願いいたしますということで、先ほどのソフトバンクモバイル等の意見に対する考え方と同等の考え方を記載しているところでございます。

以上が、平成 24 年度に実施いたしました、3.4 GHz を超える周波数帯における電波利用状況の調査結果及び評価の結果でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、あるいは、ご意見はございますでしょうか。

では、私のほうから。基本的には、現在使われているものが有効に使われているかどうかということが一番大きな評価項目だろうと思います。将来、周波数割当計画の変更に対応するものだろうと思いますが、既に使用期限が決まっても、移行しないのは、それまで、基本的には待つという姿勢なんですね。

○竹内電波政策課長 まず、使用期限が昨年 11 月になっている部分につきましては、既に移行が順調に終わりましたという事実関係が 1 点、それから、まだ残っております 3,400－3,456 MHz につきましては、これは実態が、

AM放送局とか、経営体力の低いラジオの局が多うございます。

こういったところにつきましては、今、放送システムの強靱化の議論とか、東日本大震災を受けて、安否情報の送達とかそういったものを一層強化していくような議論や、そういったところのエリアを広げていくという議論も一方でございますので、今後、ネットワーク整備全体、AMラジオ局としてどのようにやっていくかという議論と並行して、今、整備済の放送局とスタジオの間の連絡用無線の設備変更をどうしていくかということと同時に議論していく必要がございます。

現在の周波数再編アクションプランにおいて、期限の設定は、最長で平成34年11月30日といたしておりますが、仮に、全ての設備がこれまで移行しないということになりますと、それまで第4世代移動通信システムの導入の妨げになりかねないということで、免許人の方々に個別に、計画を前倒しできないかということのを要請、お尋ね、調査いたしながら、どういう形で前倒しできるかということのを、先ほどご説明しました強靱化みたいな議論と並行しながら、個別によく調整をしていきたいと考えております。

○前田会長 調査の評価とは直接関係ないけれども、その後の政策として、もっと加速するための何がしかを考えるべきだということでしょうか。

○竹内電波政策課長 評価としては、環境整備を早急かつ着実にやっていく必要がある。

どういう方策でそれをやっていくかということにつきましては、今後、具体的に検討していきたいということでございます。

○前田会長 それから、15GHz、18GHzとか、同じ目的のために幾つかの周波数帯がとられていますね、これらは、基本的にはみんな光ファイバ等に移行して無線局は減っているのではないかと思います。これらに共通した評価は技術的条件の見直し云々と書いてありますが、これは、それによってどこ

かの周波数帯が要らなくなるという意味合いなんですか。

○竹内電波政策課長 現在、例えば携帯電話の基地局とか、LTEといった方式を入れましたときに、従来は、5MHz幅で割り当てをするといった程度の伝送速度を前提にエントランス回線を張っておりましたので、従来の規格の11GHzとか18GHzのエントランスで十分使えたわけですがけれども、LTEも現在、高速化して、10MHz幅であったり、15MHz幅であったり、より広い、よりハイスピードのLTE利用を可能にしようといえますと、エントランス回線自身を高速化する必要があります。現在の規格ではそこに十分対応できない。

それに対応できているのは、今、光ファイバしかないということで、光ファイバで対応できるところについては移行が進んでいるわけですがけれども、今後残ってきますのは、光ファイバが張られていないところをどうするのか。そういったところは逆に、地理的な事情で光ファイバを張るのが経済的に著しく不合理であれば、やはり無線で対応するしかないということです。無線の高速化ということを技術的に規格として認めることによって、そういったところについては無線利用を促して行って、こういった帯域を有効に使っていただく。

ただ、どの帯域を使うのがより合理的かというのは、地形とか加入者数によって異なってくると思います。

○前田会長 ある程度、技術的な進歩があったとしても、この3つか4つのところは全部、それぞれの地形に対応して必要だということですか。

○竹内電波政策課長 はい。一つには容量の問題がございますし、あとは地形的な問題で、色々な選択肢は必要だという観点でございます。

○前田会長 あと、6ページで、評価結果のポイントの最後のほうで、「既存無線局の周波数利用効率を更に高めていく必要がある」云々ということだと、そ

れに対応する何らかの方策があるということですね。

○竹内電波政策課長　ここは、周波数の利用効率の高い方式を自在に入れられるような形で、あまり細かいことを技術基準で決めないとか、決めている場合であっても、より効率のいい方式を追加していくということで、利用効率を高めていくということでございます。

○前田会長　ほかにはありますか。

自動車用のレーダーとして、さっき、数千万台のうちの３万台だけ云々というのがありましたけれども、これは将来、ほとんどのものについていくということになると、それはそれで別のことを考えないと、今のままではできないということですか。

○竹内電波政策課長　レーダー用の無線設備につきましては、実は幾つかの周波数帯がございまして、現在、広く市販されているレーダーシステムは、日本の場合には、むしろ６０ＧＨｚ帯とか７６ＧＨｚ帯といったところが、衝突防止のようなことで使われているのはそういったものが中心でございます。

これに加えて、２０ＧＨｚ帯というのは、どちらかといいますと、ヨーロッパのメルセデスを中心とした企業が開発したものを、日本国内でも利用可能にするということで制度整備をしたものでございます。ただ、電波天文とか他の無線局との共用条件がございましたので、台数管理をした上で、要するに、全ての車メーカーが責任を持って台数管理をするという前提の下で利用を認めているというものでございます。

将来的には、先ほどの周波数帯に加えて、今後、国際的には７９ＧＨｚ帯というところが、日、米、欧を含めて周波数を合わせて使っていこうということでございますので、そちらが中心になっていこうかと思いますが、既に開発済みのいろいろなシステムについても可能な範囲で認めていこうということで、制度整備をさせていただいたところでございます。

○前田会長 今の件で言うと、14ページの周波数帯の使用状況で、一番下のところに自動車用レーダーというのが何か所かあるけれども、矢印が3つあって、79GHzというのは、ちょうどほかに誰も使っていないから、メーカーはそこを実験に使っているということですか。

○竹内電波政策課長 茶色の一番右側の78GHzから81GHzというところが、先ほどの日、米、欧で共通で使っていこうというのがこちらでございます。

今、実用化されておりますのは、その左側の60GHz、あるいは76GHzというのが、いろいろな車会社のコマーシャルで、自動で止まりますみたいなものは60GHzとか76GHzを搭載しているもので、ただ、この周波数は国によって、使えるところを工夫して、空けて使っているものですから、実際には、国によって規格とか周波数が異なっておりますので、今後、コストダウンとか、あるいは分解能を上げるという意味では、帯域幅を広くする必要がありますので、コストダウンと性能向上を両方達成可能なのは、やはり78GHzから81GHzのところになります。

今後、長いトレンドで見ていくと、こちらに移っていくんだろと見ておりますが、そこまで待てないということで、現在はほかの周波数も認めているということです。

○前田会長 それはまだ標準化されているわけじゃなくて、これから他国を巻き込んで標準化しようということですか。

○竹内電波政策課長 一部、我が国でも既に制度化をお認めいただいて、実用化できる状況にはあるのですが、1つ、「電波天文」と下に黄色で塗ってある部分がございまして、電波天文と被っている部分について共用条件をどうするかというところが、国際的にまだコンセンサスが得られておりません。

2015年のWRC、世界無線通信会議でこの件を議論するという事にな

っておりますので、その結果を受けて、国際的にオーケーであればゴーサインが出ていくということになろうかと思いますが、現時点は、ヨーロッパなどはある程度見切り発車的に、問題が起きたら解決するということで、一部導入が始まりつつあるということでございます。

メーカーとしては、ここが利用可能になれば使えるというものづくりはしておいて、現在は、使えないようにブロックした形で、狭い帯域でとりあえず使えるようにするという形で、出荷が始まっているという状況でございます。

○前田会長 ほかに何かありませんか。よろしいですか。

それでは、特にこれ以上の質問やご意見もないようですので、諮問第15号について、諮問のとおり評価することが適当である旨の答申をしてはいかがかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 よろしいようでございますので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令案について(諮問第16号)

○前田会長 それでは、次に参ります。

諮問第16号「無線設備規則の一部を改正する省令案について」につきまして、山崎衛星移動通信課長から説明をお願いいたします。

○山崎衛星移動通信課長 よろしく願いいたします。

それでは、お手元の「無線設備規則の一部を改正する省令案について」という資料が3点ありますが、「説明資料」と「別添」資料でご説明申し上げたいと

思います。3つ目の資料として、「諮問書」があり、縦書きの条文等が具体的についておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

最初に、海洋レーダーがどういうものであるかということについて、「別添」資料のポンチ絵、簡略化した資料がございますので、それに基づいて、ご説明申し上げたいと思います。

イメージ図にありますように、陸上から海のほうに向かいまして電波を照射します。海面にはさまざまな波長の波がうごめき合っている状況でございますけれども、実質的に、海面のうち多くを支配している波というのがございまして、波長で言いますと、大体3 mから50 mの波というものが一番多くあらわれる波だということで、その一番多くあらわれる波を利用して、照準に合わせて反射波を、散乱波と言っておりますけれども、返ってくる波、波の散乱も、海面は透明度が高いので四方八方に反射するんですが、波の波長の2分の1の電波を照射しますと、ちょうど後ろ側に、散乱波という形で強く戻ってくる波がございますので、この波のエネルギーを取り出して、ドップラー効果と同じように算出することによって、波がどちらに動いているか、どういう方向であるかということを解析して、実質的に把握するものでございます。

したがいまして、実際には陸上から海上に向かって、レーダーは1基ではなく、複数以上のものを使うことによって精度を上げて、実質的には計測するというのがレーダーの使い方だということでございます。

それでは、1枚目に戻っていただいて、今申し上げましたように、レーダーはそういう形で測るものでございますけれども、「諮問の概要」にございますように、実質的には照射する電波の周波数が、3－50 MHz帯というものを今回はお願いしようということでございますけれども、波によって到達する距離が違いますので、当然、海域の測る範囲が変わってきます。

今回の波で言いますと、長距離といっております、100 km程度のもの

を測ろうという場合には4 MHz帯から16 MHz帯の波を使うのがちょうどいい。それから、中距離といいまして、50 km程度の範囲を観測するという意味では24 MHzから30 MHz帯の電波を使う。それから、短距離といいまして、10 km程度、わりと目視が可能な範囲でございますけれども、そういったところでは40 MHz帯の周波数が適当であるということで、現状においては利用されている状況がございます。

海洋レーダーにつきましては、実は長い歴史がございまして、我が国においても昭和63年から、独立行政法人NICTの前身機関のときから実証実験的に始まっておりまして、当時、海洋レーダーをどのように利用するかということで、一番は海流の観測、漂流物の追跡・探査等に役立てようということで研究が始まったわけでございます。これらの研究につきましては現在までに、国土交通省とか、海の安全を守るという観点で海上保安庁、それから、大学の機関につきましては、例えば北海道では流氷の観測、琉球大学では黒潮の実質的な流れがありますので、その観測等に、実験ということで開設して、レーダーの性能等について検証している状況がございます。

これにつきましては、2012年1月から2月に開催されました世界無線通信会議（WRC-12）の場におきまして、短波帯を使ってということで、先ほど申し上げました、まさに3-50 MHz帯の帯域でございますが、そこについて国際的な分配がなされました。分配につきましては後ほどご説明しますが、それとともに、国際的な技術基準につきましても決議がなされまして、我が国も、実験試験局ということではなくて実用局ということで運用が可能になったわけでございます。

これを踏まえまして、今後、3-50 MHz帯を使用する海洋レーダーについて、先ほど言いました漂流物の観測だけではなくて、もう少し幅広く、海洋気象とか海象の状況の分析、研究、それから、船舶の安全航行への寄与が期待

されるということで、先ほど申し上げました関係機関で利用することが期待されているところでございます。

別添の資料に戻っていただきまして、今般、技術的に定めるものの概要でございます。「技術基準の概要」という2つ目の枠のところをご説明申し上げたいと思います。

周波数帯につきましては、占有周波数帯幅の許容値というものを整理させていただいております。具体的には4,438kHz帯から、一番高いところで42,750kHz帯まで分かれておりますが、一番下のものにつきましては当初より割り当てがされていたものでございまして、先ほど言いましたWRC-12では、上の8の周波数が割り当てられたところでございます。

これらのそれぞれの周波数につきまして幅がございまして、占有する幅につきましては、表にありますように、周波数の低いところでは50kHz、場合によっては25kHz、周波数の高いところでは500kHzと定めることで、整理がされております。我が国もそれを準用する形で整理させていただきたいということです。

レーダーの変調方式につきましては、周波数変調ということで連続波方式、これは一部、間欠的連続波方式も含むということで、実証実験を我が国でずつと行われていたのは、間欠的連続波方式が主に使われてきたこととございますが、国際的には、連続波方式のほうが精度が上がりやすいということで、そういったものもあわせて導入するということで規定させていただいております。

また、これが2次業務に当たっておりますので、1次業務で、この周波数帯につきましては、船舶局もしくは海岸局等で周波数を利用している部分がございますので、モールス信号によりまして、まさに海洋レーダーとして使っていますよという識別信号を発信するというのが国際的にも整理されましたので、これにつきましても同様に導入をするということで、モールス信号を送信する

場合には振幅変調で行うということで、A 1 Aという方式を導入することになっております。

等価等方輻射電力につきましては、25 dBWを超えないものであるということ、それから、空中線につきましては、原則として指向性を持たせるということで、陸域に向かないようにということで、他に影響を与えないという観点から指向性を持たせるものでございます。

モールス信号につきまして、先ほど説明しましたけれども、識別信号を送る時の機能を有するものであるということで、これにつきましては機械的に送出することも可能ですし、別に用意していただいて手動でやることも可能ということで、そこについては幅を持たせていただいております。

使う周波数につきましては、レーダーで使う周波数帯を使うということで整理をさせていただいております。

以上が技術基準の内容でございまして、これにつきましては、情報通信審議会が昨年12月から整理をさせていただいて、答申を踏まえて規定させていただくものでございます。

また、本年5月1日からパブリックコメント、意見募集をさせていただきましたが、特段の意見がございませんでしたので、当初どおりということで、今回、諮問、審議をお願いしているところでございます。答申をいただきましたら、速やかに措置をしたいということで、手続を進めさせていただきたいということでございます。

よろしく審議のほど、お願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。

本件につきまして、ご質問、ご意見、ありますでしょうか。

実験に使っていたのは、もともとあったという一番下のところだけを使っていたということですか。

○山崎衛星移動通信課長　そうですね。専らここと、もう一つは、24MHz帯のところにつきましては実験試験局ということで、個別に審査して使っております。

○前田会長　なるほど。

特にありませんか。

特に質問もないようでございますので、諮問第16号につきまして、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○前田会長　ご異議ないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

報告事項（総合通信基盤局関係）

○伝搬障害防止区域の指定について

○前田会長　それでは、次に進みます。

報告案件として「伝搬障害防止区域の指定について」につきまして、森基幹通信課長から説明をお願いいたします。

○森基幹通信課長　お手元の青い棒グラフが入っている資料をごらんください。

まず、本伝搬障害防止区域制度及び本審議会との関係について、ご説明させていただきます。恐縮ですが、資料の4ページをお開きください。「伝搬障害防止区域の指定制度の概要」という資料でございます。

この制度でございますが、重要無線通信の確保と財産権の行使との調和を目

的とした制度でございまして、高層建築物による重要無線通信の突然の遮断を回避するために、下に挙げられているような制度をとっているものでございます。

具体的には、まず、重要無線通信でございますが、電気通信、放送、あるいは、人命・財産の保護又は治安維持業務ということで消防、警察、水防、あるいは航空保安、海上保安、警察、そういった業務を念頭に置いております。さらには気象、電気供給、列車運行業務、こういったものが重要無線通信業務に当たります。

これらの無線について、免許人が必要とするときには、総務大臣に対して伝搬障害防止区域の指定の申請をすることになっておりまして、その場合には、特定の固定局間の中心線を境に50m幅、両側50mということで、100m幅を伝搬障害防止区域として指定することとなっております。

この区域内においては、建築主が一定の高層建築物等、具体的には31メートル以上の工作物等を念頭に置いておりますが、それを建築しようとする場合には、事前に総務大臣への届け出を義務づけておりまして、これによって重要無線通信の伝搬と建築物が整合を保つようにということが保たれております。

具体的に障害が発生する場合には、建築主と免許人の間で最長2年間、猶予期間がありまして、その間に協議を行っていただく。協議が調わない場合には、総務大臣にあっせんを申し出ることもできるようになってございます。それが伝搬障害防止区域の制度でございます。

6ページをあけていただきますと、伝搬障害防止区域制度を導入されたのが昭和39年でございますけれども、昭和57年に、本来、電波法第99条の11に基づいて、本電波監理審議会に必要的諮問事項として、その指定に当たっては諮問することとされておりましたが、昭和57年、2の下の方のところですが、諮問を要しない軽微な事項についてということで、指定以来20年

弱の月日が経過して、一定の業務として確立してきたということで、報告で足りるということにさせていただいております。

それでは、1 ページにお戻りください。平成 24 年度の指定状況についてご報告させていただきます。

まず、平成 24 年度の新規指定状況でございますが、208 件で、うち電気通信業務用が約 7 割の 151 件を占めております。

一方で、下の棒グラフを見ていただきますと、「平成 24 年度の解除状況」というところで、307 件が指定解除となっております、これが、先ほど利用状況調査のほうでもご報告がありましたが、無線局によっては廃止されていくものもございます。そういったものに付随して指定されていた区域の解除を行っていただいているもので、差し引き 99 件の減少ということでございます。

1 ページおめくりいただきますと、1 のところでご説明したのが昨年度の状況でございますが、昭和 39 年からの累計の件数が、2 の指定区域数累計というところで、24 年度末時点ということで 6,139 件の指定がなされているところでございます。その内訳は円グラフのとおりでございますが、電気通信業務用が 3,900 件余ということで、約 3 分の 2 を占めているところでございます。

ストックの状況、累計の推移について、最近 5 年間を見たものが下の 3 のところでございます、1 ページおめくりいただきますと、全体の件数につきましては、直近 3 年間は、平成 22 年度の 6,226 件から今年度の 6,139 件ということで、微減傾向ということになっております。

さらに、下の参考の 4 のところでございますが、指定区域内で一定の高層建築物、31m 以上のものということで届け出があった件数が、平成 24 年度は 918 件でございます、これにつきましては過去、毎年増加していくような傾向が認められるのかと思います。

9 1 8 件のうち、障害ありと判定されまして、建築主、免許人に通知されました件数が 4 件で、現在協議中のものが 3 件という状況になってございます。

なお、9 1 8 件のうち関東地方が占める割合が従前から多うございますが、5 5 1 件で、全体の 6 割という数字になっております。

ご報告は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

本件につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

実際にあっせんに持ち込まれる例というのは、あるのですか。

○森基幹通信課長 過去に 1 件ございましたが、基本的には 2 年間の猶予期間もございますし、その間に協議が調えばそれで解決されるということになります。先ほどの 3 ページでございますが、4 の参考のところに、解決というふうにありますけれども、例えば平成 2 0 年度のところを見ていただきますと、1 4 件のうち 1 2 件はアンテナの位置を変える、伝搬路の迂回をするというようなことで解決が図られている例が多いようでございます。

○前田会長 基本的に、新たに建築されるビル側が影響を受けることはないということですね、過去の例で見ると。

○森基幹通信課長 おっしゃるとおりでございます。

○前田会長 わかりました。

ほかにございますか。

○山本委員 今の件ですけれども、平成 2 4 年を見ますと、障害ありが 4 件、解決したのが 1 件で、3 件は協議継続中となっていて、数が少ないので、あまり比較しても意味がないのかもしれませんが、何か協議が必要となって継続中の案件の割合は増えている。

○森基幹通信課長 これは、ちょっと表がミスリーディングかもしれません。例えば、先ほど申し上げた平成 2 0 年度の 1 2 件というものが、この年度内に

解決されたわけではなくて、これは2年たっておりますので、最終的に協議が調った結果がこういう形であらわれているところでございまして、例えば23年度のものについては、まだ、猶予期間が1年ございますけれども、ということで、協議中のものも含めて、今現在での状況をご報告しているのがこの数字でございますので、必ずしも最近協議が調わなくなっているとか、そういうわけではないと思います。

過去の例も見ますと、やはり協議には一定の時間を、1年とか1年何カ月を要するものも多いようですので、委員ご指摘のような傾向まで判断できるものではないと思います。

○山本委員 協議継続中という案件は、例えば平成23年度に届け出があって、障害があって、まだなお協議が続いているというようなものが含まれているという趣旨で言われたんですか。

○森基幹通信課長 そうです。平成23年度の2件は、今現在の段階でまだ協議中のものとしてカウントしているということです。ですから、協議中のものは最終的にゼロになります。

○前田会長 よろしゅうございますか。

それでは、報告ありがとうございました。

以上で総合通信基盤局の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項（情報流通行政局関係）

○日本放送協会の外国人向け協会国際衛星放送の業務の廃止の認可について
（諮問第 17 号）

○前田会長 それでは、審議を再開いたします。

諮問第 17 号「日本放送協会の外国人向け協会国際衛星放送の業務の廃止の認可について」につきまして、小澤国際放送推進室長からご説明をお願いいたします。

○小澤国際放送推進室長 国際放送推進室長の小澤でございます。「諮問第 17 号説明資料」に基づきまして、説明させていただきます。

申請の概要でございますが、日本放送協会から放送法第 86 条第 1 項の規定に基づきまして、下の表のと通りの協会国際衛星放送の業務の廃止の認可の申請がございました。

中身でございますけれども、NHKワールドTVといいます 24 時間英語放送の外国人向け協会国際衛星放送を、メガメディア・インドネシア社という会社が運用する衛星、名前をパラパD という衛星なんですけれども、この放送を廃止するに当たり認可をいただきたいというものでございます。

若干、補足説明をさせていただきたいと存じます。7 ページをごらんください。

「テレビ国際放送の概要」という表がありますけれども、NHKワールドTV につきましては、基本的には、上にあります IS-20、IS-19、IS-21 という、基幹衛星と呼んでございますけれども、この 3 つの衛星によりましてほぼ全世界をカバーしているところでございます。

ただ、この衛星の電波自体は、C バンドというものでございまして、大きな

アンテナでしか受信することができないということで、NHKのほうは、残り21基の衛星、地域衛星と呼んでおりますけれども、これらの21個の下にあります衛星を、スカパーみたいなイメージの会社と契約して、それぞれの国において放送しているというところでございます。

そのうち、真ん中辺にパラパDという衛星がありますが、インドネシアを対象としている衛星でございまして、この衛星自体は、実は3つの電波を流しております。ほかの2つの衛星波でもインドネシアに対して、別の放送事業者によりましてNHKワールドTVが流れているんですけれども、このうち一つを廃止するというところでございます。

1ページにお戻りいただきまして、廃止を必要とする理由でございしますが、この放送自体は平成24年2月1日から放送してもらっていたところなんですけれども、対象受信可能世帯、契約している世帯は7,838世帯ということでございました。

この5月に先方のメガメディア・インドネシア社からNHKに対しまして、チャンネルラインナップを変更するので打ち切らせてもらえないか、7月1日をもって打ち切ることにしたいという通知がありました。その後、いろいろ交渉を重ねてきたりしていたんですけれども、NHKから、特にこの放送に当たって費用を負担していないということと先方の意思が非常にかたいということで、今後は放送継続が困難ということで廃止をしたいということでございます。

なお、先ほども申し上げましたが、インドネシアにおきましては同じ衛星を使いまして、衛星事業者2社で合わせて360万世帯が、現在でも、今後も視聴可能ということでございます。

3ページの審査でございますけれども、廃止によってどういう影響がもたらされるかという観点から検討をさせていただきました。

協会国際衛星放送自体は、放送法第20条第1項によりまして、NHKが行

わなければならない業務でございますけれども、当該衛星の放送業務が廃止されても、まずは、I S－19というCバンドの電波が降っているということと、受信可能世帯が、全世界1億6,000万世帯に比べて7,800世帯ということで、非常に少ないということですので、NHKが必須業務を毀損するものではないと認められます。

また、放送法第65条第1項の規定によりまして、総務大臣要請放送を実施することが定められておりますけれども、今回の廃止によりまして、要請放送の要請の中身に支障が生ずるかといいますと、上と同じでございますけれども、I S－19の放送区域に依然として含まれているということと受信可能世帯が少ないということで、要請放送の確実な実施に支障を来すものではないと認められます。

3番目でございますけれども、先ほど、NHKの廃止の理由のところにもございましたが、先方の事情によるもので、NHKとしても、粘り強く放送継続について交渉を行ったところでございますが、先方の意思がかたく、放送継続は困難で、また、当該事業者とNHKとの契約は無償契約ということで、衛星の借用料等の問題も発生しないということで、以上のことから、廃止の認可申請はやむを得ないものと認められます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○前田会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの件につきまして、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

費用的には、その衛星に向けて飛ばしている設備がなくなるということだけだということですか。

○小澤国際放送推進室長　この事業者、メガメディア・インドネシア社自体は、I S－19から電波をとりまして、それを地上からパラパDにアップリンクをさせて……。

○前田会長 向こうの事業者がやっているということですか、パラパDに飛ばしているのは。

○小澤国際放送推進室長 パラパDに飛ばしているのは、メガメディア・インドネシア社が飛ばしています。

○前田会長 そういうことですか。NHKはもともと何も、ハードには関与していない。NHKの番組を放送することについてお願いをただけだということなんですね。

○小澤国際放送推進室長 そうですね。

○前田会長 ほかに、何かありますか。

○松崎委員 7,838世帯というのは、その後の、360万世帯において視聴が可能という中には含まれないのですか。

○小澤国際放送推進室長 基本的には含まれないと思います。別の事業者で衛星放送を見ている人ですので、その新しい360万世帯の2つの事業者と契約をし直さないと、ワールドTVは見られないと思います。

○松崎委員 放送は見られるんだけど、この7,000世帯の方々は、見たいなら契約し直さないといけないわけですね。

○小澤国際放送推進室長 そのほかにも廃止されるものを見たければ、そこと契約しなければいけないと思います。

○松崎委員 では、実害があるのはこの世帯の人たちということなんですね。

○小澤国際放送推進室長 はい。

○松崎委員 この世帯の方々は、在インドネシアの邦人なのでしょうか。それとも、インドネシアの国民なのでしょうか。

○小澤国際放送推進室長 基本的にはインドネシアの国民の方だと聞いております。

○前田会長 ほかにいかがでしょうか。特にありませんか。

特にないようですので、それでは、諮問第17号につきまして、諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行ってはどうかと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○前田会長 特に反対意見もないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

以上で情報流通行政局の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

（情報流通行政局職員退室）

その他

○よさこいケーブルネット株式会社及びテレビせとうち株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立てについて

○前田会長 最後に、進め方のところでも触れましたけれども、「よさこいケーブルネット株式会社及びテレビせとうち株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立てについて」、何回かこの審議会でも審議してまいりましたけれども、起草委員について申し合わせを行いたいと思います。

本件につきましては、山本委員と一緒に、山田前委員が起草委員としておりましたけれども、山田委員がご退任になりましたので、後任の村田委員に起草委員として決定案の作成をお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

ぜひよろしくお願いします。今後、審議を進めて、山本委員とご一緒に決定案の作成をよろしくお願いいたします。

閉 会

○前田会長　ということで、本日の議題は全て終了でございます、これにて終了いたします。

　次回の開催は平成２５年７月１０日、水曜日、１５時からを予定していますので、よろしくお願いいたします。

　どうもありがとうございました。